

## 21 執行部の反問権

### 【21-1】執行部の反問権の規定状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 277	119 (43.0%)	73 (26.4%)
5～10万人未満 251	110 (43.8%)	73 (29.1%)
10～20万人未満 156	62 (39.7%)	42 (26.9%)
20～30万人未満 46	12 (26.1%)	11 (23.9%)
30～40万人未満 27	5 (18.5%)	9 (33.3%)
40～50万人未満 23	7 (30.4%)	8 (34.8%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	13 (65.0%)
全市 815	321 (39.4%)	230 (28.2%)

### 【21-2】執行部の反問権の根拠規定

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 192	160 (83.3%)	8 (4.2%)	19 (9.9%)	5 (2.6%)
5～10万人未満 183	140 (76.5%)	13 (7.1%)	25 (13.7%)	5 (2.7%)
10～20万人未満 104	86 (82.7%)	6 (5.8%)	8 (7.7%)	4 (3.8%)
20～30万人未満 23	18 (78.3%)	0 (0%)	3 (13.0%)	2 (8.7%)
30～40万人未満 14	10 (71.4%)	0 (0%)	4 (28.6%)	0 (0%)
40～50万人未満 15	11 (73.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (16.7%)
指定都市 14	13 (92.9%)	0 (0%)	1 (7.1%)	0 (0%)
全市 551	443 (80.4%)	28 (5.1%)	61 (11.1%)	19 (3.4%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している551市の人口段階別の市数を基準としている。

### 【21-3】執行部の反問権の行使状況

(平成31年1月1日～令和元年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 277	58 (20.9%)
5～10万人未満 251	47 (18.7%)
10～20万人未満 156	28 (17.9%)
20～30万人未満 46	5 (10.9%)
30～40万人未満 27	5 (18.5%)
40～50万人未満 23	6 (26.1%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	5 (25.0%)
全市 815	156 (19.1%)

### 【21-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(平成31年1月1日～令和元年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 58	54 (93.1%)	15 (25.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
5～10万人未満 47	46 (97.9%)	17 (36.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
10～20万人未満 28	26 (92.9%)	14 (50.0%)	2 (7.1%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 5	5 (100%)	3 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 5	4 (80.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 6	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 2	2 (100%)	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (40.0%)
全市 156	143 (91.7%)	57 (36.5%)	3 (1.9%)	0 (0%)	2 (1.3%)

各割合は、執行部の反問権を行使した156市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【21-5】執行部の反問権を行使した対象

(平成31年1月1日～令和元年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 58	15 (25.9%)	0 (0%)	0 (0%)	53 (91.4%)	0 (0%)
5～10万人未満 47	16 (34.0%)	0 (0%)	0 (0%)	43 (91.5%)	0 (0%)
10～20万人未満 28	13 (46.4%)	0 (0%)	0 (0%)	23 (82.1%)	2 (7.1%)
20～30万人未満 5	2 (40.0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)
30～40万人未満 5	2 (40.0%)	0 (0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0%)
40～50万人未満 6	3 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (66.7%)	0 (0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)
指定都市 5	3 (60.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	4 (80.0%)
全市 156	55 (35.3%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	135 (86.5%)	7 (4.5%)

各割合は、執行部の反問権を行使した156市の人口段階別の市数を基準としている。